

②. 設置義務を規定する法規

●印…漏電しゃ断器設置義務がある。
×印…設置不要。一印…該当なし。

法規	設置機器と環境		対地電圧	150 V 以下			150 V 超過	
			使用電圧	60 V 以下	100 V	単 3 200 V	200 V	415 V
電 気 設 備 技 術 基 準	金属製外箱を有する機器 (第41条)	人が容易にふれる おそれがある場合	1. 水気がある場所	×	●	●	●	●
			2. 湿気の多い場所	×	×	×	●	●
			3. 乾燥した場所	×	×	×	×	●
			4. 機械器具を発・変電所・開閉所およびこれに準ずる場所に施設する場合	×	×	×	×	●
			5. 機械器具内に▽適用のN Vを施設し、引出部を補強した場合	×	×	×	×	—
			6. 接地抵抗値が3Ω以下の場合	×	×	×	×	●
			7. ▽適用の2重絶縁構造の機器	×	×	×	×	—
			8. 絶縁変圧器を使用した非接地回路	×	×	×	×	●
			9. ゴム、合成樹脂などの絶縁物で被覆した機器	×	×	×	×	●
			10. 誘導電動機の二次側に接続される機器	×	×	×	×	—
			11. 電気浴器・電気炉・電気ボイラ・電解そうなど	×	×	×	×	●
			12. 特高・高压電路に変圧器によって結合される抵抗電路 (発・変電所の電路を除く)(第41条)	×	×	×	×	●
			13. 住宅屋内で対地電圧150 Vをこえる電路に施設する2kW以上の機器 (第177条)	—	—	—	●	—
			14. 火薬庫内に施設する機器(第210条)	●	●	●	—	—
			15. フロアヒーティング、パイプラインなどの電熱装置 (第243条)(第243条の2)	●	●	●	●	●
			16. 電気温床などの施設(第244条)	●	●	●	●	●
			17. プール用水中照明灯などの施設(第247条)	● (30V以下×)	●	—	—	—
			18. 地上に施設する電路で電線がキャブタイヤケーブルである場合(第156条)	×	×	×	×	●
			19. 接地工事が困難な場所(第18条・28条)注(1)	●	●	●	●	●
			20. コンクリート埋設の臨時配線(第252条の2)	●	●	●	●	—
労 働 安 全 衛 生 規 則	移動式・可搬式の電動機械器具 (第333条 第334条)		21. 水などの導電性の高い液体で湿潤している場所	●	●	●	●	●
			22. 鉄板上・鉄骨上・定盤上など導電性の高い場所	(50V以下×)	●	●	●	●
			23. 上記21・22以外の場所	×	×	×	●	●
			24. 絶縁変圧器を使用した非接地回路	×	×	×	×	●
			25. 絶縁台上で使用する場合	×	×	×	×	×
			26. ▽適用の2重絶縁構造の機器	×	×	×	×	—
			27. 作業者が絶縁電線または移動電線に接触するおそれがある場合(第336条)	● (50V以下×)	●	●	●	●

(注) ①漏電しゃ断器装置を設置すれば接地抵抗値は500Ω以下でよい。また接地工事ができない場合には、15mA感度品(0.1秒以内)を設置しなければならない。
(300V以下、100A以下に限る。)

(備考) ①一部漏電警報装置で代用できる場合がある。

②くわしくは、「電気設備技術基準」「労働安全衛生規則」を参照。